

令和8年村上市教育委員会3月定例会会議録

○ 日 時

令和8年3月17日(火) 午後2時00分 開会

○ 場 所

村上市総合文化会館 1階 小ホール

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長  
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)  
大 滝 豊 委員  
板 垣 英 樹 委員  
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	小 川 智 也
学校教育課 管理主事	木 村 博
〃 指導主事	只 木 雅 実
〃 指導主事	高 橋 真 徳
〃 課長補佐	百 武 靖 之
〃 教育総務室長	鈴 木 祐 輔
生涯学習課長	平 山 祐 子
生涯学習課 社会教育推進室長	片 岡 昌 幸
〃 スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	太 田 尚 美
村上教育事務所長	鈴 木 祐 輔
荒川教育事務所長	中 村 繭 子
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

学校教育課 未来の学校創造室長 中山 晴 剛  
生涯学習課 スポーツ推進室長 佐藤 克 也

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 鈴木 祐 輔

○ 会議に付した議件等

- ・ 会議録署名委員の指名について
- ・ 2月定例会会議録の確認について
- ・ 報第12号 一般報告事項について
- ・ 議第50号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第51号 村上市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第52号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について
- ・ 議第53号 村上市教育委員会施策評価委員会設置要綱制定について
- ・ 議第54号 村上市全国大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第55号 村上市各種大会出場選手派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- ・ 議第56号 村上市立中学校部活動指導員設置要綱を廃止する要綱制定について
- ・ 議第57号 村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規程制定について
- ・ 議第58号 村上市教職員の試し出勤実施及び職場復帰支援プラン作成要領の一部を改正する要領制定について

遠藤教育長

午後2時00分開会宣言

遠藤教育長

ただいまより、令和7年度3月定例教育委員会を開会します。はじめに私のほうから一言ご挨拶させていただきます。

今日は、来年度の教育予算に関するお話をさせていただきます。まだ、議会の議決を得てはおりませんが、「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けた来年度の当初予算(案)は公表されております。市全体の当初予算額は410億7千万円で、前年度比3.8%の増となっております。その中で、教育費は41億9,607万7千円で、予算全体の10.2%で、前年度比9.7%の減となっております。減額になった主な理由は、学習用端末整備や中学校特別教室空調整備を終えたことによるものです。

来年度の教育委員会の主要事業をいくつかご紹介します。学校教育課事業としては、「村上市立小・中学校統合推進事業」に4億6866万1

千円を計上し、新設校の校舎として使用される現朝日みどり小学校と現神林中学校の改修工事等を実施します。また、「奨学金返還支援補助金の対象者拡大事業」に1,834万1千円を計上し、村上市奨学金に加え、独立行政法人日本学生支援機構への奨学金返還も対象とすることとしました。さらには、「部活動地域展開事業」に3,439万円を計上し、中学校の部活動を認定地域クラブ活動に地域展開することへの支援を継続します。そして、「学校給食費の無償化事業」に2億1,827万7千円を計上し、市立小中学校に在籍する児童生徒や市内に住所を有し市立小中学校以外の学校へ在籍する児童生徒を対象に、子育て世帯への支援を継続し、保護者負担を軽減することとしております。

また、生涯学習課事業としては、子どもたちが豊かな感性や知識を育むことができるよう、身近に本に親しめる環境を整備するため791万1千円を計上しています。また、地域の宝である国指定史跡の保存と活用の推進のために7,496万6千円、ユネスコ無形文化遺産「村上祭の屋台行事」や日本遺産北前船の構成文化財「岩船祭」「瀬波祭」を守り、引き継ぐこと支援するため1,016万円、国重要文化財若林家住宅の萱葺屋根の改修と防火対策に向け5,003万6千円をそれぞれ計上しています。スポーツ面では、荒川総合体育館の耐震・大規模改修事業として武道場の外部改修等の費用に7,450万円、スケートボード普及・育成とスポーツを通じた国際交流を推進するために1,143万7千円を計上しています。

「財政健全化集中取組期間」の最終年度となる令和8年度の当初予算を、適切に執行できるよう努めていかなければならないと考えております。本日はよろしく願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長                    それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長                    会議録署名委員は、大滝委員と小川委員をお願いします。

・2月定例会会議録の確認について

遠藤教育長                    2月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏

れていないか、表現が違わないか確認していただきます。

遠藤教育長 2月定例会会議録について何かございますか。

遠藤教育長 2月定例会会議録は確認されました。

・報第12号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第12号について上程します。

最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。

2月14日、冬季オリンピックパブリックビューイング決勝、参加しました。16日、荒川地区スポーツ少年団表彰式、文化庁職員来庁、ユネスコ文化遺産関係について意見を交換しました。17日、市議会全員協議会、部活動地域展開全体説明会、出席しました。同日、第2回文化財保護審議会、出席しました。18日、岩船地区保護司会定例研修会に参加しました。20日、定例教育委員会、その後、臨時教育委員会、開催しました。21日、地域スポーツ推進事業、出席しました。22日、ものづくり体験フェス2026、村上城跡保存育英会新年会、出席しました。24日、市議会第1回定例会初日。25日、代表質問。26日、庁議、開催されました。27日、一般質問。夜、山北地域の学校連携会議に出席しました。3月2日、市議会一般質問2日目。3日、指導主事会議、開催されました。4日、市校長会議。5日、総務文教常任委員会、開催されました。報告させていただきました。夜、村上小学校統合検討会、開催されました。6日、中学校卒業式。村上東中学校に出席しました。臨時校長会議。9日、村上南小学校統合検討会、出席しました。社会教育委員会の会議もありました。10日、市奨学生選考委員会、開催されました。以上、報告します。

遠藤教育長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室主幹 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。  
スケートパークの一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。

大滝委員 文化行政の方ですが、第1回目の市展運営会議が4月上旬に開催される予定かと思うが、日にちは決定していますか。

文化行政推進室長 まだなので、確認します。

大滝委員 お願いします。

遠藤教育長 他、よろしいでしょうか。

横山委員 今ほど、教育情報センター長からお話があったのですが、3月25日、県と市町村の電子書籍システム共同導入・運営に向けた協議会の件ですが、昨年度はいつごろ開催されましたでしょうか。

教育情報センター長 直近では8月に開催されました。

横山委員 令和8年度から本格導入するというお話ではあったが、以前の説明でも、導入が延びるかもしれないということで、他市町村との調整で難航しているようですが、今わかる範囲で、どういう状況でしょうか。

生涯学習課長 横山委員がおっしゃるように、当初令和8年度導入ということで進めてまいりました。今年度、議論を進めていく中で細かいところの調整がしきれていない。ボリューム感、それに伴う各市町村の負担金の状況など、なかなか思うように調整が進まないという中で、令和8年度の導入は難しいというところの判断です。いつ導入されるのかというところですが、まだ協議を進めている段階なので、その進み具合もあり、現段階で導入時期というところは未定というような状況となっています。

横山委員 村上市は参加するというスタンスでずっときていたと思いますが、そのあたりについては変わらないということでしょうか。

生涯学習課長 はい。新潟市を除く 29 市町村すべてで導入に向けて検討を進めていくということで、そのスタンスは今も変わりありません。

横山委員 わかりました。

遠藤教育長 どこか一つの市町村が抜けると、その補助金がでなくなるのでしょうか。

生涯学習課長 29 市町村が導入するということで、助成金の活用が出来ますが、それが一市抜けることによってその助成金が受けられない、そうすると各自治体の負担金も増えるようなこともございます。

横山委員 結果が分かり次第、教えていただければと思います。

遠藤教育長 令和 8 年度予算にも一切あげていませんよね。

生涯学習課長 あげていません。

遠藤教育長 それでは報第 12 号の一般報告事項は了承されました。

・議第 50 号 村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 50 号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長 資料の 10 ページをご覧ください。議第 50 号、村上市招致外国青年就業規則の一部を改正する規則制定についてであります。毎年 3 月の定例会で上程させていただいています。派遣元であります一般財団法人自治体国際化協会から、ALT の任用規則の改定案が毎年度示されることから、定例会で承認をいただくものです。今年度の主な改正点としましては、病気休暇の期間についての定め、人間ドックの規定の追加、部分休業の対象範囲の拡大と取得可能時間帯の制限の撤廃となります。病気休暇の期間についてですが、国の非常勤職員の私傷病休暇の例に倣いまして、そちらと整合性を図るために、病気休暇の日数を変更す

るものです。この10日の範囲以内というのは、連続した日数でなくても取れる日数です。人間ドックの規定の追加も、国の非常勤職員に倣い、6か月以上の継続勤務をされている方の場合に、原則1日の範囲内で、必要と認められる時間につきまして、取得できるという規定を新たに追加したものです。

最後、第16条の方なのですが、部分休業の対象範囲の拡大ということで、こちらも国の非常勤職員に倣いまして、部分休業取得できる子どもの範囲を小学校就学の時期に達するまでに拡大するということが、現在は3歳までとなっているところを小学校にあがるまでに拡大するということです。取得可能時間帯を、これまでは勤務時間の初めまたは終わりにしておりましたが、その部分を撤廃しまして、取得しやすくするというような内容での改正になっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。  
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第50号について承認されます方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)

ありがとうございました。議第50号は承認されました。

・議第51号 村上市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第51号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の16ページから18ページの部分になります。議第51号村上市教育支援委員会規則の一部を改正する規則制定についてです。特別な支援を要する児童生徒の適正な就学を図るための教育支援委員会というのを設置していますが、その委員会の人数を、これまで30人以内としていた委員を40人以内に改正するもので、地区連絡会というのをしていますが、そこの条項に医師などの専門的な意見を聞くことができるオブザーバー条項を加えるという内容になっています。第3条の委員会の人数を増やす理由ですが、現在各学校の通級指導教室の指導員を委員に委嘱していますが、通級指導教室の設置校が年々増えてきています。令和8年度は村上南小学校で1つ増える予定なのですが、30

人をオーバーしてしまう状況にあるということで、人数を 40 人以内に広げていきたいというものです。第 8 条につきましては、例えばこども発達支援所はる、村上総合病院など、専門的な機関からオブザーバーとして意見聞きながら、地区連絡会を運営していくための改正となっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。  
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第 51 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
ありがとうございました。議第 51 号は承認されました。

・議第 52 号 村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定について

遠藤教育長 次に、議第 52 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 資料の 19 ページから 21 ページの部分になります。議第 52 号村上市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則制定についてであります。本改正は物価高騰を受けて、給食の単価を小学校はこれまで 315 円と定めてきたものを 338 円、中学校は 378 円から 406 円に改めるものになります。これに伴いまして、附則の 2 で定めている物価高騰分の差額につきましても、改定した分を引き上げる形となっております。加えて、附則の 4、令和 7 年度、給食費の無償化として、全額免除をこの附則の部分で定めておりますが、その期限を令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までと改正して、令和 8 年度の給食の無償化を継続する内容となっております。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。  
(意見無し)

遠藤教育長 先ほど予算の話もしましたが、2 億円以上のお金をかけて、小中学校の給食保護者負担軽減を図っております。

遠藤教育長

それでは、議第 52 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 52 号は承認されました。

・議第 53 号 村上市教育委員会施策評価委員会設置要綱制定について

遠藤教育長

次に、議第 53 号について上程します。説明をお願いします。

百武課長補佐

議第 53 号村上市教育委員会施策評価委員会設置要綱制定についてあります。村上市の施策評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、毎年教育委員会の権限とする事務、管理及び執行の状況について点検及び評価を行っておりましたが、今回新たに要綱を制定するものです。内容につきましては、第 3 条で委員会は委員 15 人以内で組織することとしましたが、現在村上市では 11 団体に委員を委嘱しておりますので、これを想定し 15 人以内と定めさせていただきました。また、第 4 条、委員の任期は 2 年任期とし、再任を妨げないということと定めさせていただきました。第 5 条、委員長につきましては、これまで議事は教育長が取り扱っておりましたが、委員の中から委員長を選出し、委員長が委員会を代表するとさせていただきます。私の方からは以上です。

遠藤教育長

第 6 条についても説明をお願いします。

百武課長補佐

第 6 条については、委員会は委員長が招集するとありますが、委員長が定まる前につきましては教育委員会が招集することとし、会議の内容につきましては、第 2 項で委員の過半数が出席しなければ開くことができません。第 3 項のとおり、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところとするということで、させていただきました。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 53 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 53 号は承認されました。

・議第 54 号 村上市全国大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長

次に、議第 54 号について上程します。説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは 24 ページをお開きください。議第 54 号は村上市全国大会出場激励金交付要綱の一部を改正する要綱制定についてであります。新潟県等の代表としてスポーツ競技会に出場する選手及び代表監督等に激励金を交付することで、市民の健康増進やジュニアスポーツ、地域スポーツへの参加促進を図っておりますが、この度県内、他自治体と比較して交付額が少額であることから、支給額等について改正を行うものでございます。30 ページの新旧対照表をご覧ください。主な改正内容は、第 2 条の交付対象者をこれまで村上市に住所を有する者、村上市の競技団体に所属する者及び市内の学校に在学する児童生徒としておりましたが、このたびの改正で、市内に住所を有する者、市内出身者の学生で保護者が市内に住所を有する者といたしました。また、第 5 条の激励金交付額は、団体の区分を撤廃し、すべて個人単位といたしました。その上で個人 5,000 円だったものを全国大会出場で 1 万円。国内で開催される国際大会で 20,000 円。国外で開催される国際大会で 30,000 円。オリンピック大会で 100,000 円が激励金とする改正となります。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

(意見無し)

遠藤教育長

それでは、議第 54 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 54 号は承認されました。

・議第 55 号 村上市各種大会出場選手派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定について

遠藤教育長

次に、議第 55 号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長

資料の 35 ページから 40 ページをご覧ください。議第 55 号村上市各種大会出場選手派遣旅費等補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定についてであります。なお、この第 55 号から第 58 号までは、部活動の地域移行展開により学校の部活動がなくなるということに伴う改正となります。最初に議第 55 号につきましては、大会出場選手の派遣旅費等の要綱の改正となります。主な改正点につきましては、補助対象者ですが、これまでは部活動に所属している生徒となっておりますが、市立中学校に通う市が認める認定地域クラブ活動に参加する者とさせていただきます。これに伴いまして、市が認めていない地域クラブ活動につきましては、補助対象外となってしまいます。

それから、2 点目としまして補助金の申請者であります。7 月の改正時に、これまでの申請者である市立中学校の PTA の代表者に認定地域クラブの運営団体の代表者を加えさせていただいたところですが、今回の改正に伴いまして、部活動が廃止になることから、市立中学校の PTA の代表者という文言を削除させていただきました。また、補助金の交付申請の期限についても、直させていただきました。これまでは毎年 4 月末日までに交付申請を行うこととしておりましたが、事務の処理上 1 期と 2 期というふうに分けて運用しており、要綱との整合性が取れておりませんでしたので、今回、実際の運用に合わせまして、期限の定めを取り除きました。また補助基準としまして交通費に関してですが、今回の改正に伴いまして、対象とする大会ですが、新潟県中学校体育連盟、それから新潟県吹奏楽連盟が主催する事業に参加する場合のみ、経費の所要額すべてを補助対象とさせていただきます、また村上市または村上市教育委員会が主催共催、または後援する事業に参加する場合、スポーツ振興車を使用した場合のみ、経費の全額を補助対象とさせていただくことといたしました。また、市の教育委員会が主催共催する事業に対しましては、スクールバスの利用が可能ではあるんですが、後援する事業につきましては、スクールバスの利用ができないため、今回の補助金がお際の受け皿になるということで、そういう意味合いもございます。以上、お願いします。

遠藤教育長

何かご意見ありますでしょうか。

(意見無し)

遠藤教育長            それでは、議第 55 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 55 号は承認されました。

・議第 56 号 村上市立中学校部活動指導員設置要綱を廃止する要綱制定について

遠藤教育長            次に、議第 56 号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長            資料の 41 ページ、42 ページをご覧ください。議第 56 号村上市立中学校部活動指導員設置要綱を廃止する要綱制定についてであります。こちら部活動地域移行に伴うものでございます。現在部活動指導員の方が、村上第一中学校のバドミントンで 2 名、村上東中学校のバスケットで 2 名、荒川中学校の剣道で 1 名、山北中学校の野球で 1 名の方が、部活動指導員として活動しておりますが、部活動がなくなるということに伴いまして、部活動指導員の設置を廃止するものであります。以上、お願いします。

遠藤教育長            何かご意見ありますでしょうか。

横山委員                今回の件で、名前は部活動指導員というのはなくなるということですが、その方は具体的にどういう名前ですらうところで今度所属する形になるのでしょうか。

教育総務室長            指導されてる方それぞれには確認してないんですが、例えば、荒川中学校の剣道の指導の方は、認定地域クラブの指導者に移行されるということです。

横山委員                そうしますと今のところ、全員の方が認定地域クラブに移行するという形になってるかどうかは不明ですか。

教育総務室長            はい、未定です。

横山委員 わかりました。せっかく指導していただいたので、是非とも活躍していただきたいと思います。

遠藤教育長 県の方も、今、横山委員がおっしゃったような活用をすべきだと言っておりましたので出来るだけ活躍していただきたいです。

遠藤教育長 それでは、議第 56 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 56 号は承認されました。

・議第 57 号 村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規程制定について

遠藤教育長 次に、議第 57 号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長 資料の 43 ページから 46 ページをご覧ください。議第 57 号村上市スクールバス運行規程の一部を改正する規則制定についてであります。こちらは部活動の地域展開に伴いまして、規程を改正するものでございます。これまで中学校体育連盟の活動を運行の対象をさせていただいたところですが、それを中学校体育連盟、もしくは新潟県吹奏楽連盟の方に改めさせていただきます。市が認める認定地域クラブ活動、こちらの方が中学校体育連盟もしくは、新潟県の吹奏楽連盟の開催する大会または行事に参加するときも対象とさせていただきます。認定地域クラブ活動団体の方が、使われる場合にクラブ活動を管理する運営団体の代表者の方が責任者というふうに改めさせていただきました。以上、お願いします。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。

横山委員 新旧対照表のところに、46 ページですが、第 8 条の左側のところに、一番下ですが、アンダーライン引いてありますが、ここに「ただし、第 3 条第 3 号に定める臨時運行のために当該運行の責任者がクラブ活動登録指導者等を添乗員に指名する場合はこの限りではない」というふうになってるのですが、この運行の責任者というのは、どのことを指してるのでしょうか。という質問なんです。団体の代表者のこと

ですか。

教育総務室長 地域クラブ活動を管理する運営団体の代表者の方ということになります。

横山委員 第6条にあるのは運営団体の代表者ですよ。それで、今私が読んでアンダーラインのところは今度、運行責任者なんです。だから文言が違うので、多分違うんじゃないかなと思ったんですが。これ代表者であれば、そのまま8条のアンダーラインのところ、代表者が、要するにクラブ活動の登録指導者を添乗させるというふうになればわかりやすいんですけど、運行の責任者って言葉が出てきてるので、この方が実際どなたなのか。ちょっと定かじゃないんです。結局事故ったりなんかしたときに、責任者が誰なのかっていうのが、学校の教員とかなんかじゃないですから。どうなるのかなと思っているのですが。

遠藤教育長 第6条の3で地域認定クラブ活動団体が主体となり、使用する場合の責任者は運営団体の代表者としてますよね。ということは代表者が責任者だっていうことですよ。

教育総務室長 そうですね。

遠藤教育長 第8条で運行の責任者って出てくる場合は、運営団体の代表者ということになるんじゃないんですか。

横山委員 その解釈でよろしいのであれば、話は、筋はあってますけど、いわゆるその地域クラブの代表者が運行の責任者でもあると。

遠藤教育長 はい。

横山委員 いうことでよろしいでしょうかね。

学校教育課長 第8条のところではスクールバスなので今まで教員が添乗にかなければならないということだったんですけど、その例外をただし書きでつけている形になるんですね。なので、ここで言う第6条の責任者がクラブの指導者を添乗員に指名する場合は教員がつかなくて、クラブの指導者が添乗した形で大会に行くことができるという趣旨の条項になります。

横山委員                    そうですね。そうしますと今までのように、今までと違って、1つのバスに教職員が全く、1人もいないで、民間の指導者が添乗しても、今度はいいと言う意味ですよね。

学校教育課長                そういうケースもあり得ることになります。

横山委員                    この例外規定ですよね。万が一、何かあった場合は、その地域スポーツクラブが責任を持つという。

学校教育課長                第6条の責任者という意味合いですね。

遠藤教育長                 その上位には教育委員会がありますので、教育委員会が最後の責任者ってことにはなりますけれども。

横山委員                    はい。なんか文言が3段階で来てるので、どこの責任者かなと思ってたんです。はい。わかりました。

遠藤教育長                 はい。ありがとうございます。

横山委員                    ありがとうございます。

遠藤教育長                 それでは、議第57号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

                              (全員挙手)

                              ありがとうございました。議第57号は承認されました。

・議第58号 村上市教職員の試し出勤実施及び職場復帰支援プラン作成要領の一部を改正する要領制定について

遠藤教育長                 次に、議第58号について上程します。説明をお願いします。

教育総務室長                資料の47ページから50ページをご覧ください。部活動の地域展開に関するものです。議第58号村上市教職員の試し出勤実施及び職場復帰支援プラン作成要領の一部を改正する要領制定についてであります。お配りしました議案ですとどこを直したのかわかりづらかったため、今回、

新旧対照表の形でお配りさせていただきました。改正した場所というのが、試し出勤プランの第4段階に部活動という文言を書いておりますが、この部活動という文言を削除したということになります。以上、願います。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。  
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第58号について承認されます方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
ありがとうございました。議第58号は承認されました。

(追加議案)

・議第59号 村上市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の承認について

遠藤教育長 次に、議第59号について上程します。説明をお願いします。

管理主事 別綴じの追加議案をご覧ください。議第59号村上市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の承認についてであります。本計画につきましては、なぜ策定するのか、その前提となることや意義につきましてはこれまでも説明して参りました。また、内容につきましても、総合教育会議、2月の定例会で説明し、ご意見をいただき、また学校に対しましては、校長会を通して2回にわたり意見集約を行ってきております。今回3月定例会でお諮りして4月からの学校における働き方改革の具体的な柱として実践して参りたいと思っております。以上、願います。

遠藤教育長 何かご意見ありますでしょうか。  
(意見無し)

遠藤教育長 それでは、議第59号について承認されます方は挙手をお願いいたします。  
(全員挙手)  
ありがとうございました。議第59号は承認されました。

遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。

文化行政推進室長 先ほど一般報告事項で大滝委員からのご質問ですが、第1回の市展運営委員会が4月15日水曜日9時半からということで、またこれからすぐ文書を出しますので、お願いします。

遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。

学校教育課長 4月の定例会ですが、4月28日火曜日 午後2時から朝日支所2階第1会議室にて開催したいと思います。

遠藤教育長 各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長 以上をもちまして、令和8年村上市教育委員会3月定例会を終了します。

午後2時54分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_